

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>番三地先まで</p> <p>同市大字安行小山字根郷四六一</p>	<p>川口市大字安行小山字根郷五二〇番一地先から</p>	区 間
<p>四五・九九</p> <p>五三・一〇</p>	<p>一九・四一</p> <p>九・一九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>六九・四一</p>		延 長 (メートル)
		備 考